設計変更　理由書

神戸市

工　事　名	阪神沿北側線他街路築造工事（その４）

契約変更後の工事概要

土工	一式	排水構造物工	L=780m、
車道舗装工	A=2,534m^2	歩道舗装工	A=568m^2
構造物撤去工	一式	橋梁付属物工等	一式
電線共同溝	L=1,964m		

工期延長後の工期

・契約年月日　　令和４年 10 月７日

・既決完成期限　　令和５年 10 月 31 日

　変更完成期限　　令和６年１月 31 日（工期延長 92 日間）

契約変更の理由

【既設重力式擁壁撤去の増工】

本工事において交通安全対策として商船学校線に中央分離帯を設置することになっているが、周辺住民から利便性が下がるとの意見があり、調整が必要となった。利便性確保の一つとして、阪神電鉄高架下を南北に往来できるような迂回路を検討するため、阪神電鉄高架前の仮線路敷防護に使用していた既設の重力式擁壁の撤去が増工となる。

【みぞかき補償内容変更に伴う増工】

本工事では、高潮対策として、架け替えを行った出合橋に接続する東西道路の整備を行う。それに合わせて既存の南北取付道路を接続させるためには、道路高さの嵩上げが必要である。南北取付道路の嵩上げに伴い、接道する宅地についてみぞかき補償が必要であり、その整備内容を住民と協議した結果、宅地高さの変更によるプレキャスト L 型擁壁の設置等が増工となった。

【出水期における河川仮設対応】

県との協議により、掘削を伴う市工事が渇水期になったことにより、工事開始までの間、高潮対策として大型土嚢の設置等が増工となった。

【河川護岸構造変更による増工】

河川区域と道路区域との間に、高低差が生じるため、安全対策として、当初設計していたよりも河川護岸の背面地盤の高さを上げることとなった。それに伴い、護岸構造変更による増工および、背面地盤の造成工が増工となる。

工期延長の理由

本工事の堤防築造工や仮橋撤去工（以下、「市工事」）と兵庫県にて施工中の高橋川高潮対策工事（以下、「県工事」）は、施工ヤードが一部重複している。当該箇所において市工事を先行して実施することは、県工事の進入路を塞ぐことになるため、これらについては県工事完了後に施工する必要がある。しかしながら、同時期に伊丹市北部の天神川で、工事中の堤防が大雨で決壊する事故が発生したことから、県と再協議を行ったところ、より安全を確保するために市工事のうち掘削を含む作業については、渇水期の 11 月以降の施工することとなった。（92 日の遅延）

以上により、92 日の工期延長を行う。